

北多摩生協診療所 訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 西都保健生活協同組合が開設する北多摩生協診療所（以下「事業所」という）が行う訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員や管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができるように理学療法、作業療法、また心身の状態に合わせた個別リハビリテーション等を在宅で行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復をはかることを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、担当看護師は、要介護者などから依頼を受けて、心身の状況、生活環境などを勘案し、利用者個人個人のサービスの計画を作成する。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携をはかるものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は以下の通りとする。

名 称 北多摩生協診療所
所在地 東京都東村山市本町四丁目 2 番 32 号

第4条 従事者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (医師)
管理者は、従事者の管理及び事業の管理を行う。
- (2) 作業療法士・理学療法士 1 名以上

サービス提供開始に際して、利用者または家族に対してあらかじめ運営規程の概要その他必要な説明を行い、同意を得る。

第5条 訪問リハビリテーションの取扱方針は次の通りとする。

- (1) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持・回復をはかり、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 訪問リハビリテーション従事者は、サービス提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。
- (3) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。とくに、認知症の状態にある要介護に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

第6条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日
ただし、祝日、12月29日から1月3日を除く
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分まで

第7条 (利用者の数の上限及び利用料その他の費用)

利用者数及び利用料その他の費用の額は次の通りとする。

- (1) 利用者数の上限 なし
- (2) 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準とし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。別紙「利用料金表」のとおり。

(3)通常の指定訪問リハビリテーションにかかわる居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額を超える費用は、1 時間 1,000 円の負担とする。

第 8 条（通常の事業の実施地域）

(1)通常の事業の実施地域は、東村山市、小平市、する。

第 9 条（秘密保持等）

(1)訪問リハビリテーションにかかわる従事者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

(2)訪問リハビリテーションにかかわる従事者であったものに、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するべきむねに従事者との雇用契約の内容とする。

(3)この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は西都保健生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(4)従事者の研修は、法人内の研修、職能団体の研修会、医師会、自治体で取り組む勉強会など各種研修会に年 1 回以上の参加とする。

(5)非常災害時の対策のため、定めによる防災計画にもとづく非常災害時訓練を年 1 回以上実施する。

第 10 条（提供サービスの内容）

(1)基本動作訓練、ADL 訓練

(2)関節可動域訓練、筋力増強訓練

(3)嚥下・言語訓練

(4)福祉用具・住宅改修の助言

(5)介護者への指導・助言

第 11 条（利用者の選定）

主治医の指示に基づき、利用者の心身状態、希望等を勘案し、適切にサービス提供する。

第 12 条（サービス提供の中止・制限）

以下の場合、サービス提供を中止・制限することがある

(1)利用者の病状に急変があった場合

(2)暴力行為・迷惑行為等があった場合

(3)感染症等によりサービス提供が困難な場合

第 13 条（感染対策）

(1)本事業所は、職員および利用者の感染防止のために、感染症対策マニュアルを作成し、研修・実施を徹底する。

(2)感染症が発生した場合は、関係機関と連携し、適切な対応を行う。

(3)事業所内外での感染予防に必要な衛生管理を行う。

(4)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する医療安全委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置・定期的に会議を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

第 14 条（業務継続計画（BCP））

(1)災害・感染症・大規模停電等に備え、事業継続計画（BCP）を策定・整備し、定期的に訓練を実施する。

(2)緊急時には、優先順位を定めてサービス提供を継続する。

(3)BCP に基づき、関係機関と情報連携体制を整える。

第 15 条（身体拘束の禁止）

(1)本事業所は、原則として身体拘束を行わない。

(2)やむを得ず身体拘束が必要となる場合は、必要最小限に留め、記録と検証を行い、速やかに解除する努力を行

う。

(3)身体拘束廃止のための職員研修を年1回以上実施する。

第16条（高齢者虐待防止）

(1)職員は、いかなる形態の高齢者虐待も行ってはならない。

(2)虐待の疑いがある場合は、速やかに上長・管理者に報告し、市町村等の関係機関に連絡する。

(3)虐待防止の研修を定期的に行う。

(4)虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(5)虐待防止のための指針の整備

第17条（苦情処理）

(1)利用者や家族等からの苦情・相談は、誠実・迅速に対応し、記録する。

(2)必要に応じて第三者委員等の助言を得る。

第18条（事故発生時の対応）

(1)事故が発生した場合は、応急処置・医療機関への搬送など迅速な対応を行う。

(2)関係者および家族へ報告し、再発防止策を講じる。

第19条（その他）

本規定に定めのない事項については、関係法令・通知等に基づいて適切に対応する。

この運営規定は、必要に応じて見直し、改善するものとする。

付則

この規程は、令和7年4月1日からの施行とする。